

# 労災保険のメリット制と船舶所有者の事業

## メリット制の目的

- ① 事業主の保険料負担の公平性の確保
- ② 事業主の労働災害努力の一層の促進

## メリット制の仕組み

- 労働災害が無災害であると、保険率が最大-40%低下
- 労働災害が発生すると、保険率が最大+40%上昇

$$\frac{\text{三保険年度間の保険給付額}}{\text{三保険年度間の保険料の額} \times \text{調整率}} = \text{メリット収支率}$$

## メリット制の要件

- 一定の規模以上で、3年間継続していること
  - ※ 一定の規模とは、労働者数が100人以上か、20~99人場合、次の式を満たすこと
- $$\text{労働者数} \times (\text{保険率} - 0.6 / 1,000) \geq 0.4$$

## 収支率算定の「調整率」

- 一般の事業にあっては「0.67」
- ⇒ 分子の保険給付額のうち年金については、労基法による給付(一時金)相当額のみ計上することから、分母の保険料額がこれに対応したものとなるようにするため



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収支率の算定期間 連続する3保険年度			➡	メリット制 適用

- 船舶所有者の事業にあっては「0.35」
- ⇒ 船舶所有者の事業では、過去債務分の料率が全体の約半分を占めており、これを除外して調整率を設定するため